

## 会 議 記 録

高松市附属機関等の会議の公開および委員の公募に関する指針の規定により、次のとおり会議記録を公表します。

会 議 名	平成29年度第1回高松市国民健康保険運営協議会
開催日時	平成29年6月1日(木) 15時30分～17時00分
開催場所	高松市役所3階 32会議室
議 題	議題 国民健康保険の制度改正について(保険料の見直し) 諮問事項 平成30年度国民健康保険料の見直しについて
公開の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開
上記理由	
出席委員	公益代表委員(山下隆資、桑城秀樹、中村明美、八十川芳子) 保険医・保険薬剤師代表委員(神内仁、伊藤輝一、穴吹昇三、稲本匡章) 被保険者代表(小野美津子、花澤均、加藤多美子、伊勢島俊幸) 被用者保険等保険者代表(新田敏康、近藤浩之)
傍 聴 者	0 人 (定員 10 人)
担当課及び 連絡先	国保・高齢者医療課管理係 839-2311

協議経過および協議結果
<p>議題 国民健康保険の制度改正について(保険料の見直し) 事務局から内容について説明</p> <p>諮問事項 平成30年度国民健康保険料の見直しについて 平成30年度国民健康保険料の見直しについて、事務局から内容について説明 諮問事項については、高松市国民健康保険運営協議会規則第5条第2項の規定により、市長に答申するものであるが、今回の運営協議会において、再度協議の上、答申文の作成を行うことに決定</p> <p>その他 出席委員が14名中14名で半数以上に達しているので、高松市国民健康保険運営協議会規則第4条の規定により、会議が成立していることを報告</p> <p><b>【協議】</b> 議題(1) 国民健康保険の制度改正について(保険料の見直し) (神内委員) ただ今の説明で分かりにくかったのですけれども、高松市の場合、保険料率は今までどおりなのか、あるいは下がる見込みなのか、どうでしょうか。 (青木課長) もちろん神内委員の言われたところが一番焦点になるところだと思いますが、先ほどのスケジュールのところでも少し説明いたしました、現在、昨年度から平成27年度の結果を基に、29年度に新制度が施行されたとみなしての試算は行っております。ただし、29年度に新制度が施行されたということは、先ほど説明いたしました、30年度からの国の1,700億円の追加支援がどうなるかわからないということで、これを考慮しない形での試算はされております。現状においては、30年度からの高松市の納付金がいかに実際いくらになるかというのは、全然示されておりません。現時点で保険料率が実際上がるのか、下がるのかということは、判断できない状況でございます。 ただし、今の試算の状況を見ると、現行とそんなに大きくは変わらないのではないかと思います。</p>

す。30年度からの具体的な数値は、11月頃に示されることになっておりますので、その数字を見ないことには分からない状況でございます。

(八十川委員)

28年度仮算定における香川県所得係数というのが出ているのですが、それを見たら、ほんの少し上がるくらいの感じでしょうか。

(青木課長)

これは、高松市の位置が、県内の他の市町に比べて、若干高いのではないかと、というはあるかもしれませんが。ただし、香川県自体が所得係数 0.85 ということで全国平均に比べてかなり低いということになっておりますので、その分、今の制度の中では国からの財政調整支援が大きく当たるということになっておりますので、今の保険料と比べるとそんなには上がらないのではないかと思います。ただし先程申しあげたように、30年度の 1,700 億円の配分先がまだ国においても決定しておりませんので、この配分方法によっても、いろいろ変わってくるかと思われま

(八十川委員)

ありがとうございます。

(会長)

それ以外でも、国からの財政支援金などが具体的にになるとだんだんと理解ができてくると思います。今抽象的に数字だけ見ても分かりにくいと思います。おそらく、これからの議論でだんだんと理解が深まっていくのではないかという気がします。

(八十川委員)

直島町とか坂出市の保険料は少し増える見込みでしょうか。

(青木課長)

今おっしゃられたようなことが、一昨日の香川縣市町長会議の中でも、直島町、坂出市の方からいろいろ意見が出ているところでございます。今回、国の制度におきまして、激変緩和措置が設けられておりますので、ある程度保険料は上がるかも知れませんが、国保行政が耐えられない程、保険料の上がる自治体に対しては、激変緩和措置が適用されると思われま

(八十川委員)

ありがとうございます。

(会長)

他に御質問がないようでございますので、次の議題(2)諮問事項 平成30年度高松市国民健康保険料の見直しについて、事務局から説明願います。

《議題2について青木課長説明》

(会長)

ただ今、諮問文を読み上げていただきましたが、何か御意見や御質問はございますでしょうか。

(八十川委員)

保険料の賦課方式としての資産割の廃止はもう決まっているのですか。それも合わせての議論ですか。

(青木課長)

廃止の方向で議論は進んでおりますが、まだ決まってお

(八十川委員)

ありがとうございます。

(青木課長)

ちなみに、先ほどの資産割廃止の件ですが、30年度に向けて進めているところが多いということで、現在国の方で、全国アンケートをとっておりまして、算定方式につきましては、資産割を残した4方式というところが、全体の4%程度になる予定でございます。また、世帯割を除いた、所得割と均等割だけの2方式は、都市部のほうでは結構多い方式でありまして、後期高齢者保険につきましても、その方式をとっておりますが全体の15%になる予定でございます。

高松市が今検討しているのは、世帯割と均等割と所得割の3方式なのですが、全体の81%になる予定でございます。

時代の流れとしては、資産割を廃止した3方式を採用する自治体が多くなっております。さら

には、国は、将来的に県内域におきまして、保険料率の統一というのも目標に掲げております。もし、保険料率を県内で統一するというのであれば、資産割につきましては、各市町毎の算定方法にかなりばらつきがあるということで、資産割がある内は、県内の保険料率を統一することはなかなか難しいとされています。

(花澤委員)

もう一度確認のためお伺いしたいのですが、資産割の廃止というところは被保険者に不公平感があったのですか。

(青木課長)

それについてもいろんな意見がございまして、30年度からの広域化に向けての議論を始める前から、各市町において、資産割賦課の廃止は既に進んでおりまして、先ほど申しあげましたように、中核市の中で、10年ほど前には、約半数の市において資産割賦課を採用しておりましたが、現在、資産割を賦課しているのは高松市だけになっています。

資産税があって、さらに同じような資産割があるということや、その他居住用の資産にしか、課税していないようなものを、あえて別に賦課するののかという意見や、いろんな意見がございまして、これを廃止するか否かというのは、いろんな局面で議論されてきた経緯があります。

資産割の廃止については、この運営協議会の中で議論していただいて、その意見を答申の中に盛り込んでいただく、という形になります。

(会長)

資産割の廃止理由については、皆さんも分かりにくいと思います。何故そういう議論になったのかということ、分かりやすく皆さんに聞かせてもらいたいと思います。

(青木課長)

本市で資産割を廃止するかどうかは今後の議論になりますが、今まで資産割を廃止した自治体の廃止理由につきまして、一つは、資産割は固定資産税だけの資産に着目して賦課しているものであって、例えば預貯金などの金融資産には一切賦課していない、この土地だけの資産に賦課する方法が果たして妥当性があるのかどうかという議論があります。

もう一つは、どこの市町村も現在住んでいる自治体の固定資産税にしか、賦課していない状況で、たとえば高松市に住んでいる人が東京に固定資産を持っていても、一切賦課されていない、これが公平性があるのか否か、こんな問題もございます。

また、現実的な問題といたしまして、相続登記がされていないような資産については、資産割が賦課できないということで、賦課できないで放っておかれている、そのまま亡くなった方が固定資産税を払っておけば、国保の資産割は賦課されないような状況になっております。現在、例えば協会けんぽさんの保険料とか、後期高齢者医療の保険料につきましては、資産割というのは一切ない概念で、国保だけにある、しかも国保の一部の資産割をかけているところだけにある、ということで、この辺の公平性についても議論がされているところでございます。

(会長)

可能であれば、高松市としてはどちらかの意見にまとめておいた方がいいのではないかと思います。

(伊藤委員)

今年度は、平成30年度ではないので、この会自体の存在もよく理解できるのですが、来年度以降は県が中心となって納付金の額を決めていくわけですね。それが決まったら、高松市がそのまま納付するので、高松市が国民健康保険に対する自由度があるのか疑問です。来年度以降、この協議会の存在意義というのがよく理解できません。

(青木課長)

納付金の配分方法につきましては、県が決定することになりますが、その納付金を払うにあたって、例えば、国が新しく保険者努力支援制度というのを作っております。これは保険者が、収納率であるとか、保健事業であるとか、これに一定程度の成果を上げれば、これに対して交付金をもらうこととなります。この交付金がどういうふうにあたるかという、この納付金の額から減額されることとなります。納付金の額は県が決定するのですが、市町の努力によりまして、実際の納付金を減らすことはできるという制度になっております。

そういった事業に対する取組は重要になってくると思います。また、最終的にその納付金は県が決定しますが、納付金を払うために、どういった保険料を課すかというのは、市町の裁量になりますので、この運営協議会で議論していただいて、諮問させていただいて、答申をいただく、という形になります。

(会長)

皆さんよろしいですか。それ以外で何か特にございせんか。それでは、これから事務局と十分協議をした上で、皆さんの御意見を反映したような、運営協議会としての答申案をまとめていきたいと思っております。次回の運営協議会におきまして、皆さんに原案を提示して、皆さんの御意見に対してまとめていきたいと思っております。

それでは、次回の運営協議会において、諮問の趣旨にもありますように、平成30年度からの国民健康保険の制度改正に伴う、市の保険料見直しについての答申案について、皆さんから十分な御意見をいただいた上で、協議会としての最終意見といたしたいと思っております。

(田中局長)

ただ今、課長の方で詳しく御説明を申しあげました。非常に大きな話でございまして、わかりにくいところもあるだろうと思っております。なるべく噛み砕いてお話ができるように努めたいと考えております。まず大前提といたしまして、都道府県への広域化、これは既に決定済みでございまして。今まで全国の市町村が国保の主体となっておりますけれども、30年度から都道府県化に移行するというのが大前提です。そうすることによりまして、何が変わるかと言いますと、今まで市町村が保険料を徴収して、なおかつ、国とか県とかのお金もいただいて、これが歳入です。これに対して、診療報酬がかかった場合の保険給付費を払う。これを一元的に市町村が行っていたわけですね。ところが、現実的には、高松市もそうですけれども全国の自治体で、国保財政の中で「入り」と「出」の帳尻が合わないという現状がございまして。歳入が不足しているということです。保険料収入が足りない、診療報酬が上回っている。それが大体12億円から15億円ぐらい、毎年のように一般会計から特別会計の方に繰り入れています。要は、このお金はどこからくるかと言いますと、保険料ではなく市税なのです。我々の税金から、国保に加入していない人も含めて、市税を払っている全員から国保の方に投入している。それは全国の自治体の中からも、如何なものかという話でございまして、それに対して広域化するということは、結局、自治体の財政状況が強いところは、いくらでも繰入をすることができますけれども、弱いところは繰入をすることができない状況です。もう全国の自治体の財政が疲弊して来ています。そういう状態をなんとか改善しようということで、国が3,400億円の公費を全国の自治体に投入をして、赤字繰入を帳消しにした上で、綺麗な形で都道府県に移行してもらいましょう、といった制度改正をしたわけがございまして。

市町村は、保険給付の代わりに、県に納付金を払わなければならない。これがいくらになるのかということは今お示しできない。まだ県の方からも示されていないので、11月頃になる予定です。その納付金の原資となるのが保険料で、保険料は高松市が徴収します。ということは、その保険料の納付金の額がはっきりと決まらないうと、保険料も決められないというような状況でございまして、保険料はどうなるのでしょうか、という肝のところ、現在はお示しできないという状況でございまして。それが11月頃に県の方から示される予定でございまして、そこの内訳の収入となるのが保険料でございまして、その段階で高松市の試算ができるのではないかと思います。ただし、その段階でもまだ、最終的なものではなく、最終的な納付金の確定は1月頃になる予定です。非常にタイトなスケジュールでございまして、それで3月議会で条例改正をしてもらいたいということは、市民に対する周知の期間がないというような、非常に厳しく、我々としても、国の方にこんなことでもいいのかというようなことを要望しておりますが、国の方もなかなかスケジュール的に決まった話を今から変えられないということもありまして、なんとか現行スケジュールでの対応をお願いしますということで地方自治体の方に依頼されているところでございまして。

ということで、最終的には11月には仮の保険料をお示しして、確定した1月の後の納付金がいくらですよ、ということは県から高松市に来ます。そうしますと、その時点ではっきりとした高松市としての保険料が分かりますので、その段階で最終の金額もほぼ確定でお示しするというような形になるだろうと思っております。その前提としまして、先ほどの4方式にするのか3方式にするのか。先ほど課長も申しあげましたように、全国的に見ても資産割というのは、なかなか理解が得られない状況でございまして、高松市としても3方式の方向で検討しています。香川県内8市9町ありますけれども、全部が4方式を採用していますが、全国的に見るとイレギュラーなやり方をしておりますので、それを香川県下で3方式に統一していこうというような方向でございまして。現在高松市も香川県と同様の考えを持っておりまして、そういう方向で次回11月には改めてお示しができるのではないかと考えておりますので、またその時点で、再度詳細の議論をお願い申し上げます。

(小野委員)

国の方から県の方に数値が示されて、県から高松市の納付金額はいくらと決められて、高松市が個々に保険料を徴収する金額がいくらと出ますよね。それを極端ですが、高松市の皆さんから集める国保料が少なかったら誰が補填するのですか。納付金額が決まった分に対して、高松市の国保料がそれだけ集まらなかったら、それは誰が補填していくのでしょうか。

(田中局長)

それはたぶん議論が逆ですね。納付金額が決まれば、自動的にその財源が保険料ですので、納付金額の額によって保険料が決まっていくという話です。ですから、納付金額が足りないような保険料は設定ができないですね。

(小野委員)

払わない人がいるじゃないですか。

(田中局長)

未徴収というのは別の話で、現実的な徴収率がありますから、その辺りは加味した納付金額が決定されると思いますけれども、基本的には、現行通りの徴収率ベースで、保険料を決定するという形になると思います。

(八十川委員)

実際に払わない人達がいる、そうしたら足りない可能性が大きいですよ。それも加味してなのですか。

(青木課長)

今回の納付金と県が示す標準保険料率につきましては、その市町ごとの収納率も加味して計算することになっておりますので、今と大きく変わることがなければ、同様の保険料を徴収できるかと思えます。

(八十川委員)

ありがとうございます。

(伊藤委員)

そういう制度改正が行われる中で、我々は何ができるのですか。そこをきちんと聞かせて欲しいですね。今までは収納率を上げるためにどうしますかというような議論もあったと思います。今度は県が決めた納付金額を、赤字補填しなくてもいいように、みんなに振り分けるでしょう。その中でこの協議会で何を協議していくのですか。

(青木課長)

今回、県が設定する保険料率につきましては、高松市の場合、一般会計から法定外繰入をしておりますが、法定外繰入がない状態での保険料率を想定しております。ですので、法定外繰入を入れるか入れないのかということにつきましては、ある程度市町の裁量になります。赤字を一切繰入れないで県が示した保険料率を採用するのか、今よりは赤字が少なくなるけれども、まあ当然赤字を多くするという議論にはならないと思いますので、少なくしていった中で、ある程度は法定外繰入を認めるというような保険料にするのか、こういった議論をしていただきたいと思っております。

(田中局長)

付け加えますと、伊藤先生がおっしゃったのは、私が説明不足だったと思いますけれども、県からの納付金それがイコールの保険料ではありません。

そうであれば、納付金が決まれば保険料が100%決まってしまうので裁量の余地がないですけれども、実際には、そこには保険料が大部分を占めますが、国や県からの交付金が若干あります。それと、課長が申しあげましたように、赤字補てんの繰入金の一部残る可能性があります。そこを先ほど15億円程度毎年繰り入れていたと申しあげましたけれども、そこをどこまで落とすのか。ゼロにすることによって、結局は保険料が上がります。その代わり、保険料を下げようと思えば、繰入金を増やさなければいけません。

それは、結果的にいくら保険料になるかによって、市民に納得していただけるかどうかというところのバランスだと思います。その辺りに皆さま方の議論の裁量の余地があるところです。そのことが、この審議会の議論していただく肝のところであると考えております。

(会長)

収納率を上げるのは市が責任を持つのではないのですか。県ですか。

(青木課長)

収納率につきましては、今回国の議論の中でも、現状の収納率を使って納付金の検討をするということになっております。先程申しあげたように、現状の収納率を上げていこうという動きと合わせて、保険者努力支援制度で収納率を上げればインセンティブを与えるという制度設計がなされておりますので、ある程度の収納率は確保されるという前提があります。

(会長)

その収納の責任は市にあるわけでしょう。

(青木課長)

最終的な収納における責任の所在は市にあります。今回の制度におきましては、何らかの原因で収納不足が起きた場合は、県の方に収納不足を補完するための基金が設けられております。ただし、これを使った場合は、翌年度以降に市がそれを返還しなければならないということで、なるべくこれは使わない方向で進めていかなければならないということになります。

(会長)

収納率を高める方策というのは我々の議論の余地があるわけです。だから、我々運営協議会の責任もあるということです。

(桑城会長職務代行)

収納率を上げることによって、納付金の額については斟酌してもらえということになるのでしょうか。それは直結すると理解していいのですか。

(青木課長)

今の収納率よりも市が努力して収納率を上げることによって、保険料率を下げるという方策はございます。当然、収納率を上げれば、料率は下げても、その納付金の財源を確保するだけの保険料を集めることはできますので、それは市の裁量でやってください、ということです。

(桑城会長職務代行)

ただ、その話であれば、例えば、このくらい収納率が上がったが、県から見ると少しは良くなっているけど大したことはない、となればあまり交付されないということですかね。その基準みたいなものはないわけでしょう。県の側からすると、頑張ったね、くらいの話で、頑張ったけど大したことはないということに。

(青木課長)

今、県においては無いのですが、国においては保険者努力支援制度の中でインセンティブを与える用意はございます。

(桑城会長職務代行)

それは、ある程度の基準みたいなものはありますか。

(青木課長)

あります。

(会長)

予定していた時間がまいりましたので、これをもちまして閉会とさせていただきます。各委員の皆さんには、御熱心に御協議いただき、おかげをもちまして議事が円滑に進行できましたこと、あらためて厚くお礼を申し上げます。本日は、本当に御苦労さまでした。

協議の結果、諮問事項については、次回の運営協議会において原案を提示して、再度協議の上、後日、同協議会から市長に対し答申される。